

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

(臨時報告書)

未整備駅名	新発田駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：新潟県 市区町村：新発田市
路線名	羽越本線、白新線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	8,344人
鉄道事業者又は軌道経営者 関係自治体	東日本旅客鉄道株式会社 新潟県新発田市

バリアフリー化に関する現状

地平駅 2面3線 地下道 0番(新潟方面)、1番線(酒田方面)は駅本屋側で段差なし。  
2、3番線(羽越本線上下方面、白新線新潟方面)は、段差未解消。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1) 有 (2)  無

以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月 予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

現在新発田市で計画中の新発田駅周辺整備事業と合わせて段差解消を図ります。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月 予定

・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

新発田駅周辺整備事業のスケジュールに合わせて整備します。

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

関係自治体と調整を図っているため、現時点では明確な時期が記載できません。

(注)様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

[様式]

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

新潟県では、「新潟県福祉のまちづくり条例(平成8年)」に基づき、公共施設等に対する高齢者や障害者の移動円滑化に努めている。  
また、高齢者、障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想に定められた特定旅客施設に対するエレベーター及びエスカレーターの整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付している。  
具体的な内容としては、市町村が事業者に補助する額の2分の1と補助対象経費の6分の1を比べて小さい方の額とし、かつエレベーターまたはエスカレーター1基あたり1千万円を上限としている(ただし、新潟市(政令指定都市)については対象外)。

質問 質問 で(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを で囲んで下さい。)

(1)  有 (2) 無

質問 質問 で(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

当市においては、高齢者や障害者などの移動の利便性・安全性を向上させるため、「新発田駅前・中心市街地活性化地区移動円滑化基本構想(平成15年1月)を策定し、バリアフリー化整備を推進している。なお、当該駅周辺の整備については、交通結節点改善事業などの事業手法を検討し、平成23年度から駅舎の橋上化を含む駅周辺のバリアフリー化を実施したい。

質問 質問 で(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的に回答下さい。

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社
都道府県	新潟県 交通政策局 交通政策課
市区町村	新発田市 新発田駅周辺整備課